

## 天和元年 九州へ来た幕府巡見使の報告書

―『九州土地大概』の全文紹介と歴史的意義―

森 弘 子  
宮 崎 克 則

### はじめに

江戸幕府は全国統治の一環として各地に巡見使を派遣した。全国に散在する幕府領（天領、御料）へは「国々御料所村々巡見使」を、大名領などへは「諸国巡見使」を派遣した。ここでは、天和元（一六八二）年に九州へ派遣された諸国巡見使の報告書について検討する。

元和元（一六一五）年の「大坂夏の陣」で豊臣氏を滅ぼした徳川氏は、一国一城制、武家諸法度を出し、これら幕府法令の遵守や大名領国の統治実態を把握するために、「監使」を派遣することを企画した。『徳川

実紀<sup>①</sup>』元和元年十一月二十九日条に、

兩御所今よりのち三年に一度。各国へ監使をつかはさるべしと仰出され。先会津の監使には永田庄左衛門某。豊島主膳信満是を命ぜらる。彼の所在留の間は其地にて采邑を賜はり。家宅は領主よりいとなましめられ。其国々政治の得失。民間の利害を糺明し。訴状をさぐるものあらんには。受納して注進すべしと命ぜらる。

とある。「兩御所」の家康と秀忠は、三年に一度の「監使」派遣を打ち出したが、会津藩に派遣されたのみで終わった<sup>②</sup>。後年の国目付と巡見使の役割を併せ持つものかと思われるが、詳細は不明である。

秀忠の死去によって、三代將軍家光が親政を始めた寛永九（一六三二）年、「明春諸国へ巡視の御使を下さるる旨」が諸大名に触れられ（『徳川実紀』寛永九年十二月一日条）、翌十年一月六日条の『徳川実紀』に「諸国巡使等に。毎国を分命せらる」とある。つまり、寛永十年の第一回巡見使は、全国を六ブロックに分けて派遣された。「五畿。南海」、「関東」、「九州」、「中国」、「奥羽及び松前」、「北国」のそれぞれの地域に大名一人、旗本（使番、書院番または小姓組）二人の計三人が派遣された。九州へ派遣されたのは、小出対馬守吉親（丹波園部藩、二万八〇〇〇石）、旗本の城織部佑信茂（使番）・能勢小十郎頼隆（書院番）であった。

この時は、幕府からどのような指示があったのかは分からないが、『徳川実紀』の寛永十一（一六三四）年二月、「是月九州二島巡視にまかりたる小出対馬守吉親。能勢小十郎頼隆。城織部佑信茂帰謁し地図を献ず」とあるから、地図の提出が諸大名へ義務付けられていたことが考えられる。しかしその次の巡見使派遣に際

しては、「こたび諸国巡視命ぜらるゝといへども。地図。城図制する事あるべからず」〔徳川実紀〕寛文七年閏二月十八日条)の一条が付され、地図の提出は無くなっている。

第二回の寛文七(一六六七)年、第三回の天和元(延宝九 一六八一)年の巡見使派遣までの間に、巡見先のブロック分け(ハブロック)、巡見使の心得、觀察要点、従者の人数、人馬使用の規定、諸大名への指示などの方針が示され、後に若干の付加や修正はなされるが、將軍の代替わりごとに派遣される巡見使制度が定まった。<sup>(3)</sup>経費にあたる「道中扶持方」の規定は、宝曆十(一七六〇)年十月に出ている。<sup>(4)</sup>それまでは、経費の支給がどのようになされていたのかは分からない。

九州へ派遣された巡見使に関する記録のうち、応対する藩側の記録や庄屋記録は多く残されているが、享保期以降の記録であり、それ以前の記録は極めて少ない。<sup>(5)</sup>また、巡見使が書いた記録、その従者が書いた記録も少ない。<sup>(6)</sup>なかでも、巡見した結果を幕府へ報告した記録は、現在のところ、ここに紹介する『九州土地大概』のみである。『九州土地大概』については、すでに多仁照広氏によって、「延宝九年九州巡見使奥田八郎右衛門忠信の手に成る巡見報告書」<sup>(7)</sup>と位置づけられている。多仁氏は抄録されたので、ここでは全文を掲載し、その歴史的意義を再考する。

## 一、『九州土地大概』の概要

### 所蔵と装丁

『九州土地大概』は、国立公文書館「内閣文庫」に所蔵されている和綴じ二冊の本である。表紙には「内務省図書」・「内閣文庫」の紙ラベルがあり、左肩の題簽には「九州土地大概 共二」とある。二冊一組である。見開きに「教部省文庫印」・「図書局文庫」・「日本政府図書」の朱印がある。明治の初め頃、明治政府教部省の所管となり、内閣制度発足により「内閣文庫」に集約されたものと思われる。

一冊は九州の大名領地等の地理的評価で、もう一冊は「仕置」(統治)について評価している。後者には、領地名と領主名、あるいは代官名・奉行名がある。本稿では便宜的に地理的評価の方をA本、「仕置」の評価の方をB本とする。

### 作成年代

本史料には、作成年や作成者名は記されていない。誰が・いつ書いたのかは、本文或いは他の史料などから考察しなければならない。手がかりになるのは、B本の前書きの部分とその本文中の領主名等である。B本前書きに(原文は漢文表記のため、引用部分は、読み下し文にした。)(内は筆者による注記である)、

往古国司我カ領知スル所ノ国ヲ巡、常々風俗・其政法ヲ<sup>(ママ)</sup>紀明スル也、上ヨリ使ヲ遣シテ、国々ニ於巡行シ之ヲ察ス、觀察使ト謂ウ：(中略)：吾適廻国ノ使ノ命ヲ奉、誠ニ謹ザルベカラズ、同役ノ使ト共ニ、

聊モ私意ヲ挿マズ、所存を遺サズ、私欲ヲ含マズ：(中略)：遙カニ險難・風波ヲ凌ギ、飢渴・寒暑ヲ忍ビ、塵埃・汚穢ヲ厭ワズ、其国ニ経歴シ、日月ヲ累、善悪ヲ觀察スル(後略)

とある。前半は巡見使の歴史について書いており、往古の「觀察使」が巡見使の起源であるとしている。後半には「吾」と「同役ノ使」が「廻国ノ使」となったことと、職務遂行のための心構えについて記している。ここから、「吾」および「同役ノ使」が巡見使であることがわかる。『九州土地大概』は巡見使によって作成された記録ということになる。

では、いつ作成されたのか、その時期を探ってみよう。「仕置」の評価が記されているB本には、領主名および代官名、奉行名が明記されているから、譜代大名・長崎奉行・日田代官について、その在職期間を列記する。

島原藩主 松平主殿頭 寛文九年～寛延二年(一六六九～一七四九)

唐津藩主 松平和泉守 延宝六年～元禄四年(一六七八～一六九二)

長崎奉行 川口源左衛門 延宝六年～元禄八年(一六七八～一六九五)

日田代官(東村担当)<sup>8)</sup> 永田七郎左衛門 延宝六年～貞享元年(一六七八～一六八四)

天草代官 小川藤右衛門 寛文十一年～貞享元年(一六七二～一六八四)

彼らが任期を同じくしている期間は、延宝六(一六七八)～貞享元(一六八四)年であり、この間に諸国巡見使が派遣されたのは天和元年(延宝九 一六八二)である。『九州土地大概』は、天和元年派遣の第三回巡見使によって作成された報告書である。

## 作成者

天和元（二六八一）年に九州へ派遣された諸国巡見使は、『徳川実紀』一月二十八日条によると、次の三人である。

使番 奥田八郎右衛門忠信

書院番 戸川奎之助安成

書院番 柴田七左衛門康能

彼らは三月二十三日に江戸を出発し、四月十八日に久留米藩の船で福岡藩領の若松へ着いた。巡見を終えて九州を出た時期は明確ではないが、九月二十九日以後と思われる<sup>⑪</sup>。九州の若松から江戸までの所要日数はおおよそ一ヶ月であるから、江戸に帰り着いたのは十月末頃と思われる。十一月一日には將軍徳川綱吉に御目見えしているから、江戸帰着から御目見えまでの期間は数日しかない。

作成者を推定できる文言は、B本の前書きの「吾適廻国ノ使ノ命ヲ承リ」と「同役ノ使ト共ニ」だけである。「吾」とは誰か。「吾」と「同役」の関係をどのように捉えるのかという疑問が出てくる。

幕府職制の中で、旗本の使番の平時の任務は、遠国役人の能否の観察や大名の動きを視察したりすることである。一方の書院番は、警固・護衛を主な任務とした。

諸国巡見使における使番は將軍の使であり、書院番は、それを補佐する立場と考えられる。庄屋の記録の中にも、「御使番」・「加番」・「御目付」や「上使」「副使」と肩書きをつけて三人を区別しているものもある。

しかし、巡見使の中には、巡見途中で病没する者もいたために、任務を限定すると不都合もあったであろう。正徳二（一七二二）年に出された「巡見之者江御勘定奉行申渡候書付」（『徳川禁令考』<sup>14</sup>）の第四条には、次のような規定もある。

一、三人の内相煩候ハ、一兩日も見合、兩人ハ先々見分可仕、煩候ものは致本復次第、先二而出合、

巡見候様ニ可申合、若兩人相煩候ハ、見合可申事

不慮の事故を想定すれば、巡見中の任務は三人共に同格であったと思われる。また、B本の前書きの後半部には「聊モ私意ヲ挿マズ、所存を遺サズ、私欲ヲ含マズ」（原文は漢文表記）とあり、公平で客観的な報告に務めたとしている。公平で客観的な評価をするには、三人の合議が必要であったと思われる。

時代は降るが、天保九（一八三九）年の巡見使およびその従者の記録には、巡見中に「御用向ニ付」又は「御用向御取調ニ付」として三回、合計十三日間の「滞留」が記されている。この間、三人は一ヶ所に集り協議をしている。また、小姓組大久保勘三郎の日記『順見使西国紀行』の末尾には、「請書の節、珍説・奇談・名所旧跡不洩書のせんと筆を留る」とある。「請書」とは幕府への報告書である。この時の報告書は、三人協議の上作成されたことがわかる。

これらのことから、『九州土地大概』は、巡見の途中、三人の巡見使の合議によってまとめられたものと考ええる。

## 二、『九州土地大概』の記載内容

幕府は諸国巡見使を派遣するにあたり、次に示す八ヶ条の条約<sup>(15)</sup>（觀察要点）を寛文七（一六六七）年閏二月十八日、巡見使に与えている。

閏二月十八日

諸国巡見就被仰付御書付陸方衆江

覚

- 一、御料私領共ニ、町々在々所々仕置之善悪可被承之事
- 一、吉利支丹宗門之仕置、常々無油断申付候哉、并盜賊之仕置、其所之者存知候様ニ相尋之、様子可被承之事
- 一、何ニ不寄、近年運上ニ成、其所之諸色高直ニ而迷惑仕候儀有之歟、可被承之事
- 一、公儀御仕置と替たる事有之候哉、可被承之事
- 一、買置いたし、しめうり仕候もの有之歟、可被承之事
- 一、金銀米錢相場可被承之事
- 一、公事訴訟目安、一切被請取問敷之事
- 一、高札之写、不立置之所ハ、向後ハ立置之、文字不見節ハ、又改可立置之旨、家数多所々にて可被申渡之事



この八ヶ条を受けて、天和元年の巡見使も地理的評価（A本）と「仕置」の評価（B本）を行ったと考えられる。しかし、この観察要点は漠然としているために、明確な視点を設ける必要があった。

土地の評価には、善悪ともに四つの領域を設け「世間ノ為ニ善ナルノ地」「領主ノ為ニ善ナルノ地」「土民ノ為ニ善ナルノ地」「工商ノ為ニ善ナルノ地」とし、「悪ハ是ニ反ス」としている。

「仕置」（統治）の評価については、善政の条件五条と悪政の条件五条を定めた。そして、評価の手がかりにする見分の対象項目を「家中」・「風俗」・「町仕置」・「土民仕置」・「神社仕置」・「道中仕置」・「田地仕置」・「畠仕置」「海辺仕置」などの十条に分け、さらに細かい視点を設けた。例えば「家中」の様子を知るために、「家宅・衣類・食物・人馬・武芸・学問」に視点を置き、これを観察し、家中の様子の判定材料にするというものである。

実際には、善と悪の二極にわけて評価することは難しかったようで、地理的評価については、「過半ハ善」や「常ニハ不宜」など善悪の間を示す評価もある。また「仕置」の評価についても、「美政」・「中ノ美政」・「中ノ悪政」・「悪政」として、善悪の間を表す評価もしている。筑前国秋月藩については、あまりにも地理的条件が悪かったためか、「仕置」の評価がなされていない。

巡見使は、必要な情報を現地案内者（主に大庄屋・庄屋）から聞き出した。案内者は、尋ねられた事柄と返答した事柄を記録し、後で藩に提出している。藩は、それらを基に次回の巡見使派遣時の手引書（手鑑）作成に活用した。その後、前もって巡見使側から「御尋書」として、質問状が江戸で渡されるようになった

が、その開始時期は確認できていない。

「御尋書」がどのようにして各藩に届いたか、平戸藩の記録<sup>16</sup>に見てみよう。天明八（一七八八）年八月（巡見使派遣の前年）の「御尋書」は、江戸藩邸（九州の中小藩）の留守居役の代表である宮川安之丞（平戸藩）が、使番小笠原主膳宅へ呼出され、巡見使三人（小姓組土屋忠次郎・書院番竹田吉十郎共に）列座の場で、主膳より渡された。そしてこの「御尋書」は、その後に各藩の留守居役へ順達された。

宝暦十一（一七六一）年、江戸において巡見使から唐津藩に触れられた「御尋書」<sup>17</sup>は、次の三十九条であった。

巳年、御巡見御三使様より諸国江戸表上御屋鋪え被仰触候御問書之条々并此方様より御答書、付り、我々え御尋之節御答書増補迄（御答書および増補の部分は省略）

- 一、公儀代々御位牌有無之事
- 一、御朱印地之寺社并除キ地有無之事
- 一、御領分寺社数并地頭被付置候寺社何ヶ所之事、但何石より何石迄
- 一、宗門改之儀、御家中并在方・町方共ニ如何御申付候哉之事
- 一、類族有無之事
- 一、人別毎年改候事

- 一、公儀御関所等在之哉之事
- 一、御居城誰之時代築ニテ、誰住居、其已後いつ頃より御居城ニ相成候哉之事
- 一、城郭東西南北え何程之事、但大手向キ之事
- 一、天守并櫓数之事
- 一、城付知行高并新田込高有無之事
- 一、御家中地方取・蔵前取共ニ免ハ何ほとニ出候哉之事
- 一、御預ケ地有無之事
- 一、他国え出口、口留番所在無之事
- 一、遠見番所何ケ所在無之事
- 一、船掛り能浦々何ほと在之哉之事
- 一、御手船・関船・小早船、何拾挺立より何十挺立迄何艘在之哉之事
- 一、金・銀・銅・鉄・錫・鉛山有無之事
- 一、名産何々在之哉之事、但献上品々之事
- 一、名有大山・大川并山林・竹木有無之事、但薬草有無之事
- 一、馬牧有無之事
- 一、鷹巢有無之事

- 一、城下町数何拾町在之哉之事
- 一、城下出火之節御手当如何御申付候哉之事
- 一、去春より城下在中共ニ出火有無之事
- 一、凶年之節、郷普請等如何御申付候哉之事
- 一、百姓飢人等御手当之事
- 一、郡之名村数之事
- 一、孝人有無之事
- 一、古城跡何ヶ所有之哉之事
- 一、籠屋数之事、但城下・在中之籠者共<sup>金</sup>二
- 一、温泉有無之事
- 一、米・麦・大豆并木綿布相場之事
- 一、金・銀・錢兩替之事
- 一、獵師商売鉄砲何挺在之哉之事
- 一、御制札并高札何ヶ所在之哉之事、但御自分高札写可被差出之事
- 一、名所何ヶ所在之哉之事
- 一、市日極ニ候哉之事
- 一、御領分之内、先年御巡見在之候寺社も候ハ、御申聞可有之候事

次に、天明八（一七八九）年平戸藩留守居役に渡された「御尋書」は、次のように四十五条<sup>18</sup>になっている。

- 一、公儀御代々御位牌所有之哉之事
- 一、御制札并高札何ヶ所有之哉之事
  - 但御自分高札写可被差出候事
- 一、御朱印之寺社除地有無之事
- 一、公儀御関所等有之哉之事
- 一、御領分寺社数并寄付地被付置候寺社何ヶ所之事
  - 但何石之事
- 一、宗門改之儀、御家中并在方・町方如何御申付有之哉之事
- 一、御家中地方取・蔵米取共二免は如何程二出候哉之事
- ★一、諸士何程之高より馬持候哉之事
- 一、御居城誰之時築にて誰居城、其後何時頃より御居城二相成候哉之事
- 一、城郭東西南北何程之事
  - 但大手向キ之事
- 一、天守櫓数之事

- 一、城付知行高并新田込高有無之事
- 一、御預り地有之哉之事
- 一、御預り人有之哉之事
- 一、他領え出候口々番所有無之事
- 一、遠見番所何ヶ所有之哉之事
  - 但番人何格之者何人程之事
- 一、船掛り能浦々何程有之哉之事
- 一、御手船・関船・小早船、何拾挺立より何挺立迄何艘有之哉之事
- 一、城下町数何町有之哉之事
- 一、郡村数名之事
- 一、金・銀・銅・鉄・錫・鉛・水晶山有無之事
- 一、獵師商売鉄砲何程有之哉之事
- ★一、魚獵運上等之事
- ★一、三年以来豊凶之事
- ★一、土地善惡之事
- ★一、田方・畑方何レ多キ方ニ候哉之事

★一、干損・水損何レ多キ方ニ候哉之事

一、城下出火之節御手当いか、御申付置候哉之事

一、凶年之節、郷普請等如何御申付候哉之事

一、百姓飢人等御手当之事

一、去春より城下・在町共ニ出火有無之事

一、切支丹類族有無之事

一、人別毎年改之事

一、孝人有之哉之事

一、温泉有無之事

一、名所何ヶ所有之哉之事

一、古城跡何ヶ所有之哉之事

一、名産何々有之哉之事

但献上之品共

一、名有大山・大川并山林・竹木有無之事

但薬草有之哉之事

一、鷹之巢有之哉之事

- 一、市日極有之哉之事
- 一、地駒有之哉之事
- 一、米・麦・大豆并木綿布相場之事
- 一、金・銀・錢両替之事
- 一、牢屋数之事

但城下・在町牢舎共

右之趣於御在所可被申聞候、以上

八月

(★…天明八年に新に追加されたケ条)

宝暦十一年の「御尋書」と天明八年(巡見使派遣の前年)のそれとを比較すると分かるように、内容はほぼ同じであるが、天明八年の「御尋書」には、六ヶ条が追加されている。天保九年の巡見使派遣前に示された「御尋書」は、天明八年とほぼ同じであった。<sup>19)</sup>

『九州土地大概』B本の中にある見分の対象項目の内容は、後年の巡見使からの「御尋書」の中にそのほとんどもが含まれている。



### 三、諸国巡見使の報告と大名への影響

『徳川実紀』によると、寛文七（一六六七）年九州地域（豊前・豊後も含む）を廻った諸国巡見使は、帰府の後、同年の十一月二十八日將軍に帰国の挨拶をした。翌月の十二月十一日、「御前に召して御垂問あり」とあり、將軍が直々に質問をしている。將軍家綱は、どの地域を巡見した諸国巡見使に対しても、帰府の挨拶の半月後ぐらいの時期に改めて呼出し、各国の政蹟や風土の善悪、州民の利病などを質問している。

翌年寛文八年二月二十七日には、島原藩主高力隆長に「所領三万七千石没入<sup>20</sup>」の命令が下された。その理由として挙げられているのが、「さきに鎮西（九州）の国々巡視の御使つかはれし時、領民隆長が虐政にくるしむよし訴ふる者少からず」である。そして翌二十八日の月次の日、諸大名の面前で隆長の改易を伝え、次のように述べている。

外にも猶政蹟よろしからぬ聞えなきにあらず、各前弊を改め維新の政を行ふべき

この仰せごとに、身に覚えのある大名は肝を冷やしたであろう。また、天和二年（一六八二）二月二二日の条には、明石城主本多政利・横須賀城主本多利長の二人について、次のようなことが記されている。

- 「常に領内の治め方よからず」
  - 「其上こたび巡見使遣されし時、ひが事ありしとて」
- これらの事柄から、改易（収公せられ）に至った理由に巡見使の報告が加味されていたことがわかる。し

かし大名の改易が、諸国巡見使の報告のみで決定されたとは考えにくい。判断材料の一端になったことは分かる。そうであれば、巡見使の報告は、より公平で客観的な評価でなければならぬ。

### おわりに

九州地方は延宝六（一六七八）年以降に台風や大雨が続いたことにより、北部九州は「大いに類破」<sup>21</sup>した。また、延宝八年からは飢饉のために、飢え人が多く出ていた。<sup>22</sup>

『九州土地大概』は、このような状況のもと、翌年の天和元年（一六八二）に派遣された諸国巡見使によって記されたものである。その案文は、巡見の途中、巡見使三人が協議し整理され、清書されて提出されたと考えられる。

『九州土地大概』の前書きの部分には、表記の仕方に不統一の箇所が見られる。漢文表記の部分と書き下し文（漢字片仮名交じりの表記）の部分が混在していることである。また、後筆の返り点や送り仮名の位置が不適切と思われる箇所、音・訓読の符号（縦線）の歪み、誤字なども見られる。これらのことから、本史料は幕府に提出された原本ではなく、下書きまたは写本ではないかと考える。

江戸時代初期には、使命感と緊張感を持って幕命を遂行していた巡見使一行も、時代が降るに従って、使命感の希薄化がみられるようになった。藩や庄屋の記録には、従者を含めた巡見使一行のよからぬ行為も見

える。<sup>(23)</sup>

また、巡見使の中には、巡見中の従者や家内の管理が「不行届」きであったなどとして、帰府の後、小普請入りになった者もあった。沼田藩第十一代藩主土岐頼之（松平定信の孫）に仕えた藤川整済の『天保雜記』（天保十年）には次のような記録がある。<sup>(24)</sup>

一 天保十二月廿五日被仰渡（括弧内は筆者）

御使番

平岩七之助（豊前・豊後・四国担当）

名代 石谷友之丞

巡見留守中、家来不取締之趣相聞候二付御役御免、小普請入差控被仰付

御使番

木下内記（北陸道担当）

名代 斉藤左源太

巡見先家来共示方并不行届、且於佐州訴状差出候もの有之候処、右之取計方も不行届由二相聞候、此段可申聞旨御沙汰二候

西丸御小姓組 本多日向守組

竹本彦八郎（中国担当）

名代 岡部庄左衛門

巡見先不取締ニ有之、家来示方不行届、勤方思召ニ不応ニ付、御番御免、小普請入差控被仰付之

右於林肥後守宅、若年寄中出座同人申渡之、御目付池田修理・水野采女罷越

〔註〕

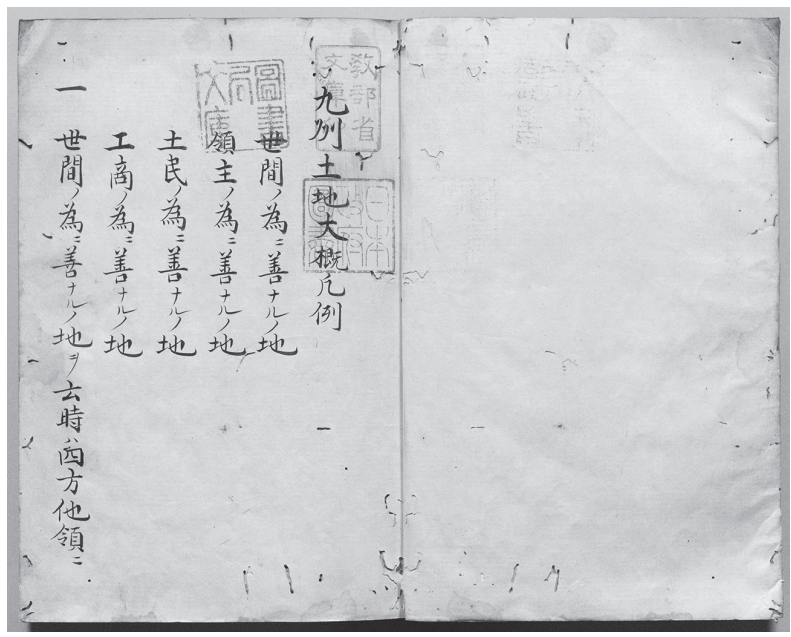
- (1) 黒板勝美他編『徳川実紀』四編、七五頁（吉川弘文館、一九七六年）
- (2) 会津藩主蒲生秀行は、父の死後十三歳で家督を継いだ。関ヶ原の役の功により下野宇都宮より移封、会津六十万石を与えられた。家康の娘振姫を正室にしていたが、秀行は慶長十七年三十歳で亡くなった。振姫との子忠郷が十歳で家督を継いだ。家中の内紛も続いていた。（『日本歴史大辞典』河出書房新社 昭和六十年より）
- (3) 『徳川実紀』五編、三九八頁。天和元（一六八一）年一月二十八日条に「こたび御継統により。諸国巡見使を立らるるをもて。其国々を分ち仰出さる」とある。
- (4) 『徳川実紀』
- (5) 筆者が実見したのは二点である。福岡市立図書館寄託の「小河資料」は、福岡藩家老小河家（知行高一万二〇〇〇石）の記録である。その中の寛文七年「九州御巡見上使様御國中御通被成候様子」は、巡見使の藩内通行に関する報告であり、五月六日には「殿様洪や九左右衛門所へ被成御座、上使様御三人様共ニ御同道ニ而洪や所へ御出、少之間御対面被遊候」とある。博多で福岡藩主黒田光之が巡見使に面会したことを示しており、その他に家老などの対応について記す。また、天和元年巡見使に関する記録が唐津藩庄屋「峯家文書」（唐津市相知図書館蔵）にある。宝暦十年の巡見使記録である『徳永平兵衛様御案内、桜の馬場すへより』のなかに「松平和泉守様御代 延宝九年西四月 御巡見戸川李之助様御案内庄屋江御尋之節御答申上候覚」の内表紙があり、天和元（延宝九）年巡見使への対応記録を写している。
- (6) 天保九（一八三八）年に九州へ派遣された巡見使および従者の記録として三点を確認した。翻刻文は左のとおりである。

- 大久保勘三郎「順見使西国紀行」(森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』」、『西南学院大学博物館研究紀要』四号、二〇一六年)
- 立野良道「西海道日記」(森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記(一)」、『西南学院大学博物館研究紀要』五号、二〇一七年)
- 同「西海道日記」(森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記(二)」、『西南学院大学国際文化論集』三十二卷一号、二〇一七年)
- 片桐鞆負「江戸ヨリ大坂迄巡行記 豊後巡行記并二大坂ヨリ海上豊前迄巡行記」(森弘子・宮崎克則「天保九年 豊前・豊後の幕府巡見使記録」、『西南学院大学国際文化論集』三十二卷二号、二〇一八年)
- (7) 多仁照広「江戸幕府諸国巡見使の報告」(『日本歴史』三一四号、一九七四年)
- (8) 東村は、福岡領と唐津領の間にあった幕府領の村で、日田代官の管轄であった。この幕府領の正確な村数はわからない。『前原町誌』(牛原賢二編、一九七二年)には次のように記されている。  
この公領各村には、各々庄屋があつて村政を処理したが、その勢力は他領庄屋の上に出で、その玄関には長柄の槍、刺股、袖搦などの武器を列べ、大禄武士の観があつた。重大事件には豊後の日田から代官が出張して処理したものである。
- (9) 小宮木代良「幕藩体制と巡見使(一)(二)——九州地域を中心にして——」(『九州史学』七七・七八号、一九八三年)
- (10) 川添昭二他校訂『新訂黒田家譜』第三卷 文献出版 昭和五十七年、二八一頁  
宝永七年の巡見使送迎の船について、「上使の乗船ハ前例ニ依て往来共ニ、久留米領主有馬氏より出さる」とある。「前例」とは、天和元(一六八一)の巡見使派遣時の事である。
- (11) 校訂 川添昭二他『黒田新統家譜』巻之六、四四五頁(『黒田家譜』第二卷 文献出版、昭和五十七年)  
「巡検終て帰路再ひ当国を経過し、九月二十四日宰府に宿せらる。光之彼地ニ出て謁せらる。廿五日秋月に入て一宿し、翌日彼地を發し、飯塚・黒崎を経て歸り給ふ」とある。巡見使一行は、九州の巡見を終えたと、天和元年九月二十六日飯塚着、二十七日黒崎着、二十八日若松へ移動したと考えられる。荷物の船積み、巡見使を乗せる船を出す久留米藩との打合せなどを考慮に入れると、若松出船は、早くとも二十九日以降と推測する。

- (12) 書院番の柴田七左衛門康能に関しては、帰府後の將軍への挨拶（「帰謁」）の記述を『徳川実紀』の天和元年に見つけることができなかつた。
- (13) 前掲小宮木代良論文より  
九州巡見途中で亡くなつた「諸国巡見使」は、  
延享三（一七四六）年 小姓組 夏目藤右衛門保信 刃傷沙汰のため久留米で没  
宝暦十一（一七六一）年 小姓組 神保帯刀忠能 鹿児島で病没  
寛政元（一七八九）年 使番 小笠原主膳 鹿児島で病没  
同年 小姓組 土屋忠次郎利置 鹿児島で病没
- (14) 『徳川禁令考』前集第三、三三五頁（創文社、一九六一年）
- (15) 『徳川禁令考』前集第三、三二八頁、寛文七年「閏二月十八日 覚 諸国巡見就被仰付御書付陸方衆江」
- (16) 「諸国巡見上使命令 天明八戊申歳 上使御通之節御尋之ケ条仰出」平戸市松浦史料博物館蔵
- (17) 「宝暦十一年 御案内手鑑」（峯家文書）唐津市相知図書館蔵
- (18) 「諸国巡見上使命令 天明八戊申歳 上使御通之節御尋ケ条仰出」平戸市松浦史料博物館蔵
- (19) 「天保八酉年十月 改席御巡見用下調書留書抜」（古賀文庫）九州大学附属図書館記録資料館九州文化史資料部  
門蔵）、森弘子・宮崎克則「天保九年、幕府巡見使への対応書―島原藩『改席御巡見用下調書留書抜』―」（西南学院大学国際文化論集）三十三巻二号、二〇一九年）
- (20) 『徳川実紀』
- (21) 松田忠雄『天草近代年譜』天草郡教育会 昭和二十二年
- (22) 『博多津要録 第一巻』秀村選三代表校註 昭和五十年 西日本文化協会
- (23) 「天保八酉年十月 改席御巡見用下調書留書抜」（前掲「古賀文庫」）  
豊前・豊後・四国地域を廻つた巡見使の随行員が、金品をねだつたり、故意に落馬して、謝礼を期待したりしたことが記されている。
- (24) 藤川整濟『天保雜記』（二）二八九頁（汲古書院、一九八三年）

## 凡例

- 用字は原史料のとおりとするが、常用漢字のあるものは、これを用いた。但し、固有名詞は原史料のとおりとした。
- 「、」および「・」は筆者による。
- 異体字、略体字などは正字に改めた。また、全体が漢文調であり、体裁を整えるために「ノ」は「シテ」とした。
- 敬意を表す欠字や平出の空欄は省き、次の文字に続けた。
- ( ) 内は筆者による注である。
- 後筆の「ふりがな」「返り点」などはすべて省略した。





九州土地大概凡例

世間ノ為ニ善ナルノ地

領主ノ為ニ善ナルノ地

土民ノ為ニ善ナルノ地

工商ノ為ニ善ナルノ地

一、世間ノ為ニ善ナルノ地ヲ云時ハ、四方他領ニ包ミ山溪道橋平ニ広ク、旅人・廻船多入込、隠所ナク、

仕置ノ美悪、民ノ安否、詳ニ察スル所宜ト可謂、悪ハ是ニ反ス

一、領主ノ為ニ善ナルノ地ヲ云時ハ、領地広、竹樹暢茂、南ニ海ヲ請、北ニ大山、大河領地ヲ廻リ、旅

人・廻船集ル、諸品多他国へ出ス、是繁昌ノ地ナリ、故ニ宜トス、悪ハ是ニ反ス

及乱世時ハ、領地入口セハク、城下道橋不平ヲ宜トスヘケレト、今静謐ニシテ要害ヲ用サレハナ

ラン

一、土民ノ為ニ善ナルノ地ヲ云トキハ、薪里山近ク樹木ノ下枝、埜畑牛馬ノ草場、葛・蕨并鱒油ヲ用ルニ安ク、・鮠魚物ニ亦安キ類、吞水井掘

材浅瀬・河水砂地、川上蘆芝・菊・蓬多ク、山谷ノ邊ニ流ルノ類、又川上金山アリ、亦八種田村ヲ過テ流レ出ル水ハ、甚悪シキ類、奇材・珍種等土地ニ無之云トモ、右ノ諸色調時ハ宜トス、悪ハ是

ニ反ス

一、工商ノ為ニ善ナル地ヲ云時ハ、町屋湊ニ続キ、廻船集、他国交易フカク、旅行多キ所ヲ宜トス、悪ハ

是ニ反ス

## 肥前国領知六ヶ所

### 松平丹後守

- 一、佐賀領知ハ四方他領ニ包マレ往還平ニ、旅人并廻船無時イタル、武士ノ行跡、土民ノ風俗、更ニ無隠  
処故ニ、世間ノ為ニ宜ノ地ナリ
- 一、知行境内打開、南ニ海ヲ請ケ、北ニ高山アリ、廻船・旅人集ル、五穀・諸品多ク、就中、花毛氈・伊  
万里ノ焼物、於他国褒美シテ求之、故ニ領主ノ為ニ甚宜之地ナリ
- 一、在家薪・野畑多シ、牛馬ノ草場ヤスシ、葛・蕨・鮠無之トイヘトモ、磯物・雑魚代物ヲ不出シテ弁用  
ヲイタス、諫早川・多良川各砂地ニシテ流潔シ、故ニ土民ノ為ニ宜ノ地ナリ
- 一、町屋ハ舟付近ク、他領交易道深ク、殊ニ長崎近ク、所用弁スルニ安シ、人馬ノ通路無障、遊業ノ地ナ  
リ、故ニ工商ノ為ニ甚宜ノ地ナリ

### 松浦肥前守

- 一、壹岐国平戸領知、各陸を離レ、旅人舟ノ往来相改、無故者片時モ留メス、故ニ武士ノ風俗、領知政道  
難計、其故ニ世間ノ為ニ惡地ナリ
- 一、城下不広、山溪切平シ、山松・椎・柴等軒端ニ茂生、大河ナク、入海領地ヲ廻リ、荷船ツトウニ安シ、  
繁昌ノ地下可云、故ニ領主ノ為ニ不宜ノ地ナリ

但、万戸候居之諸用不敏ナルヘシ、当時領主ノ為ニハ相応ナルヘシヤ、城下ノ奇峰東西へ五里・南北へ十里、岐島ニイタルニ門外ヨリ船ニ乗ス、故ニ善ナルト云ヘキ乎

一、在家薪・野畑膏肥ニシテ牛馬ノ草葉宜シ、葛・蕨多シ鯢ハ旧冬ヨリ当春ニ及テ数十留之、鰯ハ恰モ万石ノ俵数ニ同トイヘリ、吞水堀井味能、土民ノ為ニ善ナルノ地ナリ

一、町屋湊ニ続テ自由ヤスシ、然トモ他領ノ交リ遠ク、剩古来ハ阿蘭陀船入津ノ所ナリキ、近年ハ長崎ニイタル、故ニ工商ノ為ニ不宜ノ地ナリ

### 松平和泉守

一、唐津領知ハ他領三方ヲ包、人馬ノ往還安シ、其故ニ旅人・廻船不時ニ至ル、侍ノ作法・土民ノ安否、更ニ隠所ナシ、故ニ世間ノ為ニ宜ノ地ナリ

一、領知北ニ海ヲ請、本丸石垣ノ下迄大船至ル、左右打開、松浦川領知ヲ廻リ、或ハ入海多ク、小船田舎ニ至ル、故ニ領主ノ為ニ過半ハ善ナルノ地ナリ

一、在家薪・野畑・牛馬ノ草場宜シ、鰯・鯢・雑魚多シ、葛・蕨・吞水、悪トイヘトモ、土民ノ為ニ亦過半ハ善ナルノ地ナリ

一、町屋浦ニ続、他国通用人馬無故障、然トモ対馬・長崎ノ渡中ニシテ、荷物ヲ不令開、商人不落付、繁昌ノ地ト云ヘカラス、故ニ工商ノ為ニ不宜ノ地ナリ

### 松平主殿頭

一、島原領知ハ土地平ニ、廻船・羈旅昼夜ヲワカス往来ス、至侍・土民、仕置ノ安否無隱所、故ニ世間ノ為ニ宜ノ地ナリ

一、領知左右広、東ニ海ヲ請、西ニ高山、侍屋鋪・在家ニイタルマテ、竹樹暢茂、廻船、城下并町ニ運送ス、然トモ諸色他領工出スコトナシ、故ニ不宜ノ地ナリ

一、在家草山チカク、薪・野畑・牛馬ノ飼場、甚宜シ、潮遥ニ干テ、大魚ノ獵不多ナリトイヘトモ、磯物・貝等多ク、吞水堀井清シ、故ニ土民ノ為ニ善ナルノ地ナリ

一、町屋潮漲、廻船等ツトウ、宜哉、佐賀領知・天草通船、此所ニテ弁用、其故ニ商売多、人馬・小舟通路善、故ニ工商ノ為ニ善ナルノ地ナリ

### 大村因幡守

一、大村領知、三方他領ニ続、殊ニ長崎近ク、旅人不時ニ至ル、侍行蹟、土民ノ政道無隱所、故ニ世間ノ為ニ善ナルノ地ナリ

一、領知広、東ニ入海ヲ請、樹木生茂、自領ノ諸品不多、然トモ他領ノ諸色求ニ安シ、故ニ過半ハ善ナルノ地ナリ

一、町屋浦ニ続、廻船・人馬ノ通用無障、然トモ当浦ニ心指ノ舟ノ外、旅船ナシ、故ニ商売乏ク、工商ノ為ニ不宜ノ地ナリ

### 五島佐渡守

一、五島領知ハ、四方陸ヲ離レ、旅人・廻船常ニ稀也、武士ノ行跡・土民ノ政道、当島ノ内ナラテハ不能知、故ニ世間ノ為ニ不宜ノ地ナリ

一、城下不広、他領交易遠、廻船不來、自島ノ諸用多ト云ニアラス、領主ノ為ニ不宜之地ナリ

在々浦々酷吏有テ、諸類ヲ納ム、専好富貴、領主ノ為ニハ善ナル地ト云ヘシ

一、在家里山遠ク、薪深山ヨリ出テ求コト力ヲ勞ス、牛馬ノ草場野田開ニナリテ、畔疇ノ草ヲ嗜、魚類多シトイヘトモ他ノ交易ナク、不得鬻、吞水悪ク、民村ヨリ流出テ、不淨ナリ、故ニ土民ノ為ニ不宜ノ地ナリ

一、町屋湊ニ近シ、然トモ他領遠ク、人馬・小船ノ通用ワサトナラテハ步行ヲ不得、故ニ工商ノ為ニ惡地ナリ

右六ヶ所ノ領地ヲ以一国ノ善否ヲ考ルニ、肥前国ハ四方平ニシテ深山碧樹中ニ多シ、佐賀領ハ南ニ位シ、唐津領ハ北ニアリ、平戸領ハ西ニアリ、田代領筑後境、東ニ有テ土地方也、故ニ佐賀領ハ陽ニシテ草木膏肥ナリ、田畑糞土をマタス、唐津領ハ陰ニシテ、砂石濃也茶臼ニ用ル石、且獵漁多シ、此外大村・平戸・島原・五島領知、各其徳ヲナス、幸ナル哉、長崎当国ニアツテ、奇財・宝種求ニ安シ、日本ノ至テ西ニアリトイヘトモ、上国ト云ヘシ

日向国領知四ヶ所

伊東出雲守

- 一、飢肥領知、往来常ニ無之、山溪サカシク、当領ニ来ルノ外旅人ナシ、侍ノ行蹟・土民ノ政道、直ニ不能知、故ニ世間ノ為ニ不宜ノ地ナリ
- 一、在家里山薄ク、深山ヨリ薪ヲ出ス、牛馬ノ草場遠ク、獵漁スクナシ、吞水ハ遙ニ溪ヨリハコヒ、民ノ力ヲ勞ス、葛・蕨多、飢渴ヲノカルトイヘトモ土民ノ為ニ常ニハ不宜ノ地也
- 一、領知山溪深ク、境地不開、海遠ク、大坂通船ニモ、細島地名ニ至テ出船ス、川ハ領知深山ヨリ落トイヘトモ、常ハ流小ク、小舟不通、故ニ領主ノ為ニ不宜ノ地ナリ
- 一、町屋浦手遠ク、他領交易皆テ無之、工商ノ為ニ甚不宜ノ地ナリ

島津式部少輔

- 一、佐土原領知ハ、土地平ニ左右他領ニ続、旅人至ニ安シ、武士ノ風俗・土民ノ政道無隱処、故ニ世間ノ為ニ善ナルノ地ナリ
- 一、領知打開、東ニ海ヲウケ、西ニ高山、各遠、羈旅少ク、諸品他領工出スコトナシ、故ニ過半ハ貧窮ノ地ナリ

一、在家里山近く、野畑・牛馬ノ草場広、呑水ハ堀井潔、雑魚・葛・蕨等無之トイヘトモ、土民ノ為ニ過半ハ宜ノ地ナリ

一、町屋浦ニ遠ク、人馬無障トイヘトモ、他領交易少ク、工商ノ為ニ不宜ノ地ナリ

### 秋月佐渡守

一、高鍋領、三方他領ニ続、美々津、同国之早船并薩州ノ数艘此処ニイタル、故ニ旅人無時遂往来、武士ノ風俗・土民ノ政道無隠処、故ニ世間ノ為ニ宜ノ地ナリ

一、領知東ニ海ヲ請、左右広、然トモ諸品少シ、竹樹薄少、大川領知ヲ廻、田舎ニイタル、故ニ領主ノ為ニ過半ハ宜ノ地ナリ

一、在家里山薄ク野畑・獵漁乏、牛馬ノ草場不少トイヘトモ、土民ノ為ニ過半ハ不宜之地ナリ

一、町屋浦ニ続、人馬・小船ノ通用有トイヘトモ、他領交易曾無之、貧窮ノ地ナリ

### 有馬周防守

一、縣領ハ三方他領ニ続、北方豊後境、<sup>(往)</sup>注来平也、旅人并船ノ通用無時至ル、武士ノ風俗・土民ノ政道無隠所、故ニ世間ノ為ニ宜ノ地ナリ

一、領知東ニ海ヲ請、西ニ高山、大河深山ヨリ落テ田舎ヲ廻ル、在々竹樹暢茂シ、山ノ諸品多、他領工出ス、故ニ領主ノ為ニ善ナルノ地ナリ

一、在家深山ニ近ク、薪・葛・蕨野畑多シ、雑魚少ク、吞水遙ニ谷川ヲ汲、民ノ力ヲ勞ス、故ニ半ハ土民ノ為ニ不宜ノ地ナリ

一、町屋湊ニ続、廻船無時イタル、且亦他国近ク、人馬・小船ノ通用無障、故ニ工商ノ為ニ善ナルノ地ナリ

右四ヶ処、以領知一国ノ善否ヲ考ルニ、日向国ハ北南長ク、東ニ海ヲ請、西ニ高山、故ニ地形片サカリニシテ、山川直ニ流テ東海ノ浜ニ落ツ、常ハ水少ク舟不通、水出ルトナレハ、國中逆流ス、亦海荒ク潮高ク、水ハキ不可ナリ、土地黒色ニシテ砂石カハキ、五穀甚不宜カルカユヘニ下国ト可謂ニヤ、古ハ神国ニシテ、高千穂嶽・櫛根嶽・淡木原・天武陵、各神靈ノ遺跡也トイヘリ、今ニ按スルニ、神明辺国ニ居給テ、天下ノ政道ヲ行コト有ヘカラサルカ故ニ、物ニ比シテ云伝ルナルヘシ、幸当国ハ在日本ノ西ニ、シカモ東海ヲウケタリ、故ニイツクニモアレ、神ノ宮居アラン始ヲ此国ニナソロウル物ナルヘシ哉、猶ヲホツカナシ



## 薩摩・大隅

一、両国各他国ニ統トイヘトモ、山溪ケワシク、口々ニ番屋有テ、旅人・廻船ヲ不入、武士ノ行跡・土民ノ政道更ニ難知、故ニ世間之為ニ不宜ノ地ナリ

一、国主居所ハ乱世ノ時築之、故ニ入口セハク、前ニ海ヲウケ、後ニ高山、左右道細ク自諸国ノ廻船集、繁昌ノ地ナリ

凡両国之善否ヲ考ルニ、薩摩国ハ深山多大木生茂、平地少シ、大隅国土地肥也、就中、加治木庄、地接薩摩、襟清水、帯大津、顧其後背、有億丈之城、并高山望ニ其前面、有万頂田、大河国中引、南海ノ浜ニ落ツ、原上広、東在、可謂四神相応之地、且両国日本ノ至南ニアタル、春陽氣ヲ請テ冷寒薄シ、海辺石青色、遅柳・頓梅緑甚宜、蜜柑・石榴味甘シ、落葉秋盡不待、大隅可謂上国哉

一、両国之中ニ入海広ク、亦荒海多シ、薪并牛馬ノ草場・吞水宜シ、鹿兒島町屋ハ湊ニ続、廻船集ル、可ナルカナ、琉球ノ諸品多シ、故ニ工商ノ為ニ善ナルノ地ナリ

## 対馬国

一、右国ハ九州ノ地ヲ四拾八里離レ、朝鮮在日本ノ中間、波上北風ヲ待サレハ出船不叶、白波結テ海ノ形ヲナス、得順風難渡、故ニ国中安否ヲ聞コトアタハス、世間ノ為ニ不宜ノ地ナリ

一、在家入海廻り、山林軒端ヨリ生シ峰ニイタル、斧斤不以時、然トモ山不能尽葛・蕨・鮠・鰯・雜魚甚多シ、吞水堀井潔ナリ、故ニ土民ノ為ニ宜ノ地ナリ

一、町屋湊ニ続、朝鮮商売得利潤、長崎或中国ノ地工廻船ヲ送ル、故ニ工商ノ為ニ甚善ナルノ地ナリ  
凡一國ノ善否ヲ考ルニ、前後・左右皆高山境地險、田地式千石ヲ不過、故ニ不宜ノ國也、然トモ朝鮮ノ諸品多ク、一國ノ繁榮ヲ見時ハ、余國二十倍ス、顧其國富家利、城下府内ノ津口ニ有數千戸、南北ノ商買往還如織、又城主下屋敷ト号シテ在後山之麓、銀閣・朱薨余美麗ヲ、瓊林・琪樹列體勢、移千株之翠松、晷數片之怪石、國之長コトヤ三十有六里、一國徧小ナリト云トモ、朝鮮之交易アレハ上國ト可謂哉

### 肥後國領知三ヶ所

#### 細川越中守

一、熊本領知ハ四方他領ニ続、道広旅人・廻船不時ニイタル、武士ノ風俗・土民ノ政道無隱處、故ニ世間ノ為ニ宜ノ地ナリ

一、領知広ク、西ニ入海ヲ請、東ノ方高山、津々浦々數ヶ所廻船集ル、大河多シ、五穀不少、故ニ領主ノ為ニ宜ノ地ナリ

一、在家野畑・牛馬ノ草場多シ、里山ウスク、薪ハ深山ヨリ出ス、故ニヲクハ以代物ヲ求之、鮠・鰯・鯨・少ク、土民ノタメニ半ハ惡地也

一、町屋ハ湊ニ近ク、他領交易フカク、廻船・羈旅不絶カルカユヘニ工商ノ為ニ善ナルノ地ナリ

### 相良遠江守

一、球磨領知ハ、道一筋ニシテ山溪サカシク、及雨雪人馬不通、武士ノ行跡・土民ノ政道直ニ難知、故ニ世間之為ニ不宜ノ地也

一、領知不平ニシテ、四方ミナ大山、大河深山ヨリ落テ同国八代ノ浜ニイル、以小舟諸用ヲ弁ストイヘトモ、石高ク水波激シテ甚アヤウシ、故ニ領主ノ為ニ不宜ノ地ナリ

但、万戸候居ノ諸品不調、不可ナラシヤ、当領主ノ格ニ依テ見之時ハ、境地諸品不少ト云ニアラス、故ニ宜ト可謂

一、在家各山ニアツテ、海品無之、牛馬ノ草場・野畑、其外山中ノ諸色甚多シ、故ニ山賤ノ為ニハ宜ノ地ナリ

一、町屋川<sup>寄左</sup>奇ニ在之トイヘトモ、通船遠ク、他領交易ノ道少シ、故ニ工商ノ為ニ不宜ノ地ナリ

### 御領

一、天草郡島ニシテ、陸ヲ去コト七里或ハ三里、凡島ノ広コトヤ東西五里、北ハ肥前ノ地ニイタリ、南ハ及薩州、其長コトヤ三十有五里、海ニハ細鱗、陸ニハ田畑・材木・薪多シ、津々浦々數ヶ所旅船不時ニイタル、故ニ土民ノ為ニ宜ノ地ナリ

右三ヶ所之領地ヲ以一國ノ安否ヲ考ルニ、熊本領ハ土地開ケ、球磨領ハ山溪フカク、天草郡ハ山野・海品甚多シ、故ニ上國ト云ヘシ

今按スルニ、熊本領ハ細鱗・貝品少コト不可也、球磨領ハ海ナク境地不平、是不可ナリ、天草郡ハ諸色多トイヘトモ、陸ヲ離ルコト是不可ナリ、若、熊本・天草郡一所ニ領スル者アラハ、繁昌ノ地ナルヘシ、故ニ今一ヶ所ツ、ノ領知ヲ見時ハ、不敏ナリ

### 筑後国領知式ヶ所

#### 立花飛驒守

一、柳川領知ハ四方他領ニ続、往還平ニ廻船・旅人等常ニイタル、武士ノ風俗・土民ノ政道更ニ隠処ナシ、故ニ世間ノ為ニ善ナルノ地ナリ

一、領知平ナリ、其故ニ境内セハシ、竹樹薄少、旅人來ルトイヘトモ自領ノ諸品乏、故ニ甚貧窮ノ地ナリ  
一、在家里山・野畑遠ク、牛馬ノ草場乏、葛・蕨・魚類稀ナリ、且吞水悪ク、土民ノ為ニ大ニ不宜ノ地ナリ

一、町屋海辺遠ク、他領交易少シ、故ニ工商ノ為ニ不宜ノ地ナリ

有馬中務太輔

一、久留米領ハ四方他領ニ続、人馬ノ往来無故障、旅行常ニ多シ、武士ノ風俗・土民政道無隠処、故二世間ノ為ニ宜ノ地ナリ

一、城下到田舎境内セハシ、大河潮指入廻船集ル、竹樹生茂、然共自領諸品少ク、領主ノ為ニ過半ハ不宜ノ地ナリ

一、在家里山近ク、野畑・牛馬ノ草場多シ、吞水潔ク、葛・蕨・魚類少シ、故ニ土民ノ為ニ半ハ不宜ノ地ナリ

一、町屋船付遠ク、人馬通用無障トイヘトモ、他国交易ウスク、工商ノ為ニ不宜ノ地ナリ

右式ヶ所ノ領地ヲ以テ一国ノ安否ヲ考ルニ、国中平ニシテ地面ヒクシ、西ノ方入海浅、洲崎多シ、潮入遠ク、大河水ハキ甚不宜、故二年々降水シテ田畑厄損多シ、況小国ニシテ珍財・器物無之、下国ト云ヘシ

筑前国領知式ヶ所

松平右衛門佐

一、福岡領知ハ西ノ方他領ニ続、道筋平ニシテ旅行不絶、況中国ヨリ渡海ノ廻船津々浦々ニイタル、武士ノ風俗・土民ノ政道無隠処、故二世間ノ為ニ善ナルノ地ナリ

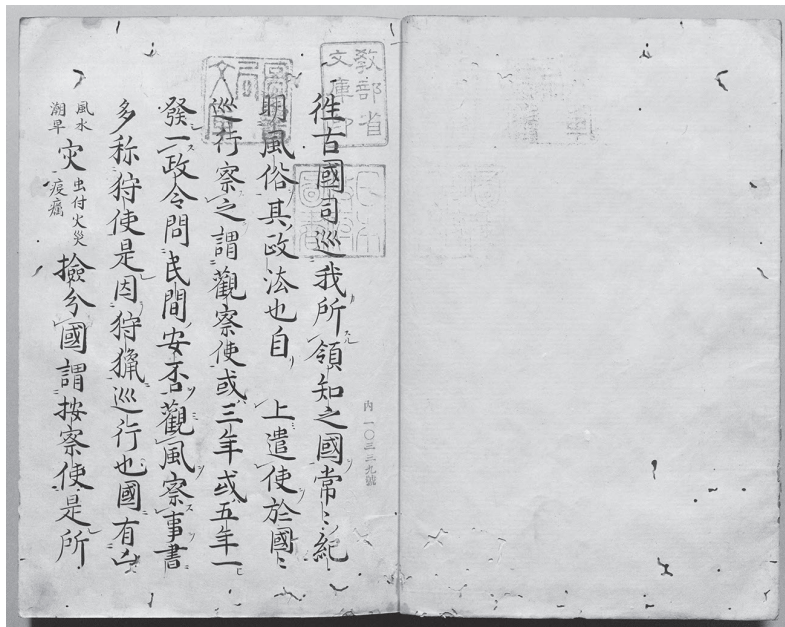
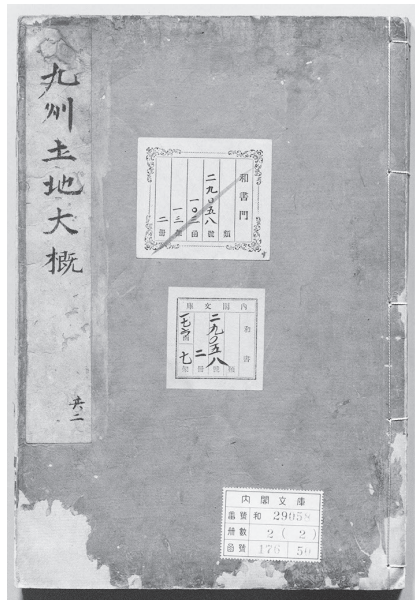
- 一、領知北ニ海ヲ請、境地広、然トモ大河ナシ、竹樹薄少ナリ、故ニ領主ノ為ニ半ハ不宜ノ地ナリ
- 一、在家里山遠ク、野畑・牛馬ノ草場乏、然トモ獵漁甚多シ、故ニ土民ノ為ニ過半宜ノ地ナリ
- 一、町屋湊ニ続、廻船集、他國ノ交フカク、且亦当所ノ練酒・博多織於他國褒美ス、故ニ諸品トモニ商売多シ、故ニ工商ノタメニ甚宜ノ地ナリ

### 黒田甲斐守

- 一、秋月領ハ至テ辺土ニシテ、土地甚悪シ、在國中ノ隅ニ、シカモ山淺ク海ナシ、谷川流少ク、小舟クタスコトヲ不得、按スルニ当領知ハ福岡領ノ分知ニシテ、不宜ノ地ヲ遣スモノナルヘシ

右領知ヲ以テ一國ノ安否ヲ考ルニ、東南工長ク、境地打開、各海ヲ請、獵漁多ク、釣竿ノ暇ナシ、然ハ國中砂地ニシテ、潮高キ時節海ヨリ砂ヲアケ、連日及霏雨、山砂流レ、田畑永荒ノ地トナル所多シ、故ニ竹樹薄ク、民村零落ス、材木薪乏、山川海陸其德甚不宜、下國ト可謂乎

但シ、松原他國ヨリ秀、在海辺、根砂ニ埋テ、是ヨリ後生シ難シト云コト、今有ル処ノ松其年ヲ不知、霜雪ヲ経テ弥色ヨシ、大サ各一二畝ノ余モアラン大木なり



往古国司巡我所領知之国、常々紀明風俗、其政法也、自上遣使、於国々巡行察之、謂觀察使、或三年、或五年一發一政令、問民間安否、觀風、察事、書多称狩使、是因狩獵巡行也、国有凶<sup>潮風水災異狩、疫、穢</sup>、檢分国、謂按察使、是所謂問民苦、使自上告諭嚴命之時、奉行集四民示其德音、号宣諭使、宣諭仰旨之義也

古来廻国使数不多、唯以三人六十余州令巡見、故經年月、帰国、然者撰人大功故、寛喜之比、六品分、一品十箇国微行、凡廻国之用法明其制尽其法任其人之器量、詮品裁割、故多我抑揚不正、鎌倉之比廻国使乱行私意云、是、思五畿七道分、然者諸国之巡行八品組、八方見聞、国苛政少、神武天皇平州開道、後第十代崇神天皇十年之秋七月、選郡郷、遣人四方、憲章国法、同十月遣四道將軍、不受教令者正、是廻国使之始也、其後王代世々此法有、遣臣連巡省風俗、養老三年初国置按察使、是狩使云

源頼朝、文治元年六月、典膳太夫近藤七、為關東下知、帶院宣、巡檢畿内近国、成敗・愁訴、鎮西、中原久經、藤原国平為關東下知、帶院庁下文、遂巡檢、是、武家廻国使之始也、其後北条家天下執權時、平泰時、利世・安民心深、四海大化、時頼至、世々治国家評定衆、私存聞、青砥左衛門藤綱諫依、時頼諸国巡行之心出来、二階堂出雲召具、諸国微行致事三年、公事訴論、邪義・佞姦存惡人三百人余糺明、時宗至、廻国使不絶、然共、事久廻国使私出来、四民愁訴聞有、貞時亦自廻国之修行凡四ヶ年、諸国奸曲・無道者六百七十八人糺明、旧記見

凡ソ廻国之使、善ラス、メ、奸曲・無道者ヲ<sup>マタ</sup>紀明シテ、憐民、親民為要、然トモ唯憐民ハカリ云テ、其用法不詳、シヤヘツ不具時ハ、憐親ノ心ニタカイ、民ノ痛トナリ苦トナリ疲トナル、爰ヲ以、上ノ志下ノ情



相違也、其上、廻国之使上ノ威を借權ヲ高シ、己奢ヲキワメ、用途ヲ放ニイタス時ハ、国家・四民之費不可挙計、若私ヲ存シ、依怙荷担ヲコト、シ、財貨ヲムサホレハ、善悪成敗、邪正ノ異同相違ナリ、国郡之守護・地頭正義ヲ取失テ、乱逆ヲマねクノ媒トナレリ、故ニ古ノ執權、自微行廻国之修行タリキ、是亦理世安民ノ志ヲ專ニスレハナルヘシ、況、吾適廻国之使ノ命ヲ奉、誠不可不謹、与同役之使聊不挿私意、不遺所存、不含私欲、不求所之名物并絹帛・器物財等、況珍禽・怪石ノ遠到、劳民力物ヲヤ、念茲在茲、遙凌險難・風波、忍飢渴・寒暑、不厭塵埃・污穢、経歴其国、累日月觀察善悪、不顧劳苦、然共、詳不可知也、況一通去来シテ、其処ノ善悪ヲ知事ハ、非明智者難叶、此故ニ所令觀察、法令ヲ立、十条分兩段トス、是大綱也、少不交私意、不憚親疎、其所々之見分具ニ識スト云

一、四民富饒之事并土民工商年々増進之事

一、農作家業不怠事

一、新田開発多山林・竹木・種芸之事

一、存礼儀、正風俗事

一、能守法度詳教戒事

右五事、国郡之善政ト定ナリ

一、四民乏、土民困窮之事并土民工商年々減少之事

一、農作家業怠不勤事

一、古田荒廢、新田不開、山林・竹木薄少事

一、盜賊多起、博奕・遊樂之事

一、訴訟公事多起事

右五事国郡之悪政ト定ナリ

夫、觀察民之安否、立十条分善悪、各分五件為大綱詳見右、試国民安泰・困窮及分五大段、如左凡民ノ所ヲ安スルニ、品アルヘシ、土地肥饒、国政為善、民自安寧ナルアリ、土地悪シトイヘトモ、国政善、民安穩ナルアリ、亦土地肥饒ニシテ、政悪シトイヘトモ、民ヲタヤカナルアリ、民ノ苦ニ兩義有、土地悪シテ国政悪、民困窮スルアリ、亦土地善トイヘトモ国政悪ク、大困窮ニ及アリ

### 九州巡見凡例

家中

一、家宅

一、衣類

一、食物

一、人馬

一、武芸

一、学問

風俗

一、武義

一、礼儀

一、容貌

一、言語

一、家僕

町仕置

一、往来礼儀

一、五節并礼日

一、火事制度并火消道具

一、番所制法

一、町中法度并宗門改

土民仕置

一、土民制

一、法度書

一、奉行巡行

一、升量

不正穀物諸色所量之物失正

一、權衡

不明斤両失度

一、丈尺

不直絹布・木綿、諸色広狭・大小不均

一、質屋

数不定、盜物改失其法

寺社仕置

一、本社・本寺

一、朝夕勤行

一、寺社掃除

一、神事祭礼之美悪

一、新規勧請之祠多少

一、庵室

一、葬礼美悪

道中仕置

一、伝馬

一、人足之制

一、駄賃運賃

一、舟・渡舟之多少

一、川越之者制

一、諸役之制

一、遊女之制

田地仕置

- 一、檢地
- 一、竿入
- 一、檢見之制
- 一、用水
- 一、澮池
- 一、田作之制并植並刈並
- 一、奉行之仕置法度

畠仕置

- 一、樹木并果物、接水
- 一、種芸并茶・苺・豆力□豆力・桑・諸菓

海辺仕置

- 一、津・湊常法并船法辻札
- 一、常灯并番所

一、標木

一、川口船掛場番所改

一、舟遠見番

一、奉行巡行

### 山坂仕置

一、山役并抽出之制

一、銅山諸薬、赤白土

一、種芸之制并桑・漆・穀・樹

### 城下佐賀

### 松平丹後守

凶歳之土民、困窮ニ逢時、春落米ト号シ、老朱或式朱遣、此ニテ難続者、夏中仕付米段々ニ遣、取納ムル時節、救米是亦遣ス数十件之内、第一於土民憐愍専、是慈仁之心可善、散鹿台粟知ヘシ

城下南ニ蒼海、北ニ高山、境内打開、侍屋鋪ニ至リ樹木茂生、四神相応ノ地下云ヘキヤ、繁昌可知、土地肥饒、国政為善ヲ、民自安寧也

## 城下平戸

### 松浦肥前守

五三年二一度ツ、国中平戸領自身巡見或家老所々ニ遣シ、代官・下吏等ノ私欲ヲ押ヘ其年ノ豊凶ヲ考、収納可推知、民村田舎ニ至テ不顧苦勞、況坐聽政、握髮吐哺之心ナキニアラシ、就中、其所卑賤者生数子、及未子養育難成時、及産殺失之、近代出生ノ子三人ヨリ産母養育ノ米ヲ遣ス、今絶其事ナシ、土地悪、近年田畑旱魃風雨水損時ストイヘトモ和順ノ心有テ、殺代之事ナシ、国政善ユヘニ民安寧也

## 城下鹿兒島

### 松平大隅守

国風温文知新、故犬追物芸術トシテ毎月六度不違時、初狩ト号シ、薩州谷山至狩仕合不好、鼓鐘ヲモツテ壹万余ノ人数ヲ備、遅速ヒトシクス、武士ノ行跡正ヲ下ニ及スシルシテ、町人商賈不忘、農人不怠家業、タトイ凶年ニ及トイヘトモ、代官村吏相友ニ守望、相助疾病相扶持、故ニ未進在之者豊年ニ随取納、国主民村往来スル時、道路塵清、是皆村吏等下知スルコトナシトイヘトモ、農人親睦国主、因時制宜推旧為新可謂賢主才、境内南行テ北ニ高山アリ、故ニ地ニ冷寒不知、土地肥饒国、政善民大安穩也

## 城下人吉

### 相良遠江守

救民年ノ凶ナルヲ待、八九月ニ至、替物米ト号シ、老幼数応遣、民ハ以皮弊皮弊、其代ニイタス、凡皮弊山野ニ多求安、隣国ニ餓孳アレトモ飢寒不知、耕者助貢稅薄、可善々々農皆悦野ニ立コトヲ思、此領知大河アレトモ海ナシ、境内前後広トイヘトモ、左右高山近、魚鳥求ニ乏、旅商稀也、土地悪、政善、民安シ



東村御領

永田七郎左衛門

申ノ年、田疇荒無<sup>無<sub>カ</sub></sup>シテ土民飢ニ及借扶持少々ヲ与テ口ヲ四方ニ糊コトナシ、他ニ異ニシテ課役ヲカケ、民ヲシヘタクルコトモナシ、四壁竹木能土カハセシメテ影ノ扶疎ナルナシ、道橋損壞シテ修理ニ及フトキ、見分ヲ三冬ノ中ニ檢テ来陽待事果サシム、手代ヲシテ郷中ヲ廻ラシムルトキ、耆人ニ米五合・一汁三菜、野菜等其所ニテ買求、代物ヲ払ハシム、郡中令嚴ナレハ博奕日ヲ費シ、淫嬖ヲウツテ利ヲモトムルノ風俗モキコヘス

自是以下六人悪政

富岡御代官

小川籐左衛門

当代官愚鈍ニシテ不知助法、家老渡辺理助其外奸宄ノ徒得志、横行シテ、御物成ノ上課役ヲカケ取納、専凡口米銀・口錢ト号シ、御物成減納所ノ金三百兩、是ヲタニ多シト云者アランカ、召遣ノ男女給金トシテ、山林村里ヨリ出、金合五百兩并五節句札金取納、家老・下吏等及春秋巡行スルニ、村吏ノ宅ニ入、近隣妻女・娘妹召集、昼夜酒宴・乱舞ヲナス、亦村吏等、家老下僕・下吏ノ宅ニ来時、富岡町内婦女ヲ集、遊舞事トス、珍菜・淳酒土民コト、クニ出之、タトイ不凶年饑<sup>饑</sup>歲民老弱転乎溝壑、壮者散而之四方ニ、凡当春ニヲヨヒ餓死四千六百人、嗚呼、戒之出乎爾者反乎爾者ナランヤ

伝聞、当御領六ヶ年以前牛馬癘軫々トシテ死、江府奉行下知トシテ土民ニ借米千石給、米八十年豊歳ニ依テ皆済ノ由也、然共、代官其旨ヲアカサス、三年三割利息ヲ付取納、今其米車銀ト号シ、且借夕ニ納、高利廻、故二代官村倉廩実府庫充、飽食煖衣逸居無教、則近於禽獸モノナランカ

### 城下熊本

#### 細川越中守

立賢無法、伊尹・太公望皆然、肥州山鹿処士楨田安右衛門蓬窓ノウチヨリ出、郡司ヲ勤ルニ貢税重シ、歛不知恤民、故二田畑九納一ツヲ私田ニ遣ス、亦課役ヲカクルニ不計暇日、口米銀・水夫銀ト号取納、納米タラサル者ハ出来銀ト云テ、四壁竹木・農具押ヘテ取納、然時不得力農畝尽、旧年当春至テ餓死数万人、可憐、父母凍餓、兄弟妻子離散、其国与民同利不設禁、当時安右衛門以嬖幸進以一人誤千万人者ナリ  
城下海近、後高山、左右大河、有細鱗易求、侍屋敷町ニ至マテ樹木暢茂、土地善トイヘトモ国政悪、民大ニ困窮ニヲヨフ

### 宿城福江

#### 五島佐渡守

年豊凶不考、貢税納縑絳尽シ、使民頻々ナレハ、務農事不以時、タトイ風水・旱魃危損ナシトイヘトモ、田畑不実多シ、其地乏ケレハ他国交易道モナシ、民之困窮スルコト其シルシナリ、領主垂慈愛、家老・奉行其外村吏等廉直密シテ司トラシメハ民安寧ナランヤ

城下大村

大村因幡守

土民政聞、当時町人深澤義太夫ト云者、郡司上ニ有、故ニカレカ試行路、鯨ヲツイテ得高利、鯨当浦ノ波上ヲ去来スルニアラス、壹岐国到瀬戸浦、カリ屋ヲ立、舟人ヲ集鯨ウラシメ、広商買イタス、然時遠好利、人慾私多カルヘシ、其故ニ旧年当春ヲヨヒ餓死百人、離散者数百人、放利而行多怨、謂ルコト合セ知ラル奉行・諸役人等ハ別シテ器量撰其用可任付事、乎然、市塵売買中ヨリ出テ其事ニモタヘサルヲ、当時金銀貯多者其所頭分者ナト、毎々酒肴ス、メナトシテ、見タサレテ、<sup>(マ)</sup>ヲノツカラ務聞成行アリ、武士ノ風俗タ、シカラサル故ニ、平常取行来、行跡万事ニカ、ルコト多シ、タトイ土民納米以下ヲ聞行、先指アタリ取納能ト思、後困窮不弁ナリ、是必人ノ尊計用、卑賤捨ヘキニハアラス、是主人ノ思慮有テ取捨専用ナラン

城下縣

有馬周防守

領主米石白銀ニシテ取納、米ハ壹石五拾五錢ニ定、亦米壹石ヲ領主買時、白銀壹錢ニ米八升ト定、故ニ田畑厄損ナシトイヘトモ、父母ヲモ養育成カタシ、殊況凶年ニ至、土民檢者ヲ望トモ、定納不可背クト云テ不助、右米以定則明年六月ニ極取納、領知田畑少ク、深山碧樹多トイヘトモ、<sup>(マ)</sup>暴君汗吏耳有テ、経界不平均、可推知、領主淫嬖ニシテ美酒好、夏夜短苦、秋夜長不飽、故ニ民ノ安否ハ不足論

城下高鍋

秋月佐渡守

道大路也、貴賤老稚、牛馬微シテ無故障、宜トス、然此領美々川・名貫川・高鍋川ニ無橋渡船有、四民牛馬ニ至通船スルモノ青錢ヲイタス、并二川上ヨリ材木・薪流行スルニ、諸木流代ト号シ取納、故卑賤此川見勞苦ス、又浦人水夫銀出ス、老稚病者水夫ニ不叶ト云テ、課役カケテ取納、異朝ニハ惠事鰥寡孤独先ニスト云ルニ違リ

自是以下六人中之美政

城下福岡

松平右衛門佐

家中文物好ムニモ非ス、サシテ武芸擲ニモアラス、家中人多ユヘニ、諸術執行者間有、申ノ飢歲、餓莩多カリケレハ扶持方四万五千俵賦与フ、然トモ国大ニ人多故ニ及恵ムコト叶ヒ難、餓倒者四百五十人余、牛馬式三百ニ及ト云リ、国主仁ヲ施米穀限り有レハ、如何トモスルコトナシ

城下唐津

松平和泉守

城主午ノ年ニ入部シテ、時アシク其ノ年耕作不毛ナリキ、翌年又、爾民弥困窮有未年ノ未進米五割利付ケ、七年ニ取納ムヘキヨシヲ触渡、申ノ年未進時、家中ヨリ代官之判ニテ借米ヲ百姓ニ与、是亦五割利カケシム、依之、百姓ヲトロヘタリ、暫時ノ安ヲ得タレトモ、収納時利息難儀スルコト甚シク困窮日々ニマセリ

城下島原

松平主殿頭

当領周覽シテ替レル風俗ナシ、然ルニ加米奉行ト云モノアツテ、主人蔵米ヨリ家中ニ至マテ、米百石ニ付テ壺石式斗ツ、取納、家中入用節、加米奉行断借米セシム、サテ返弁ノ節、三割利足ヲ付、尤借米員数ヨリ三五年ノ納崩シニ相納セシム、大抵仁慈ノ恵ニ事似タレトモ、領主入用節家中借米ノ如ニ利ヲ付テ、役人ニ収シム、是ニ依、家中適々借米スル者モ、上ヲ学テ其利イソキ、加米次第ニ積豊饒日新、畢竟愛憐政ニナソラヘテ日々ニ収斂ノ沙汰耳多シ、賀津佐村農人久左衛門能父母ニ孝ナリ、領主称嘆シテ奉養ヲ給事ニソ尋常ナラス覚フ

城下飴肥

伊藤出雲守

当領地赤米肥饒ニシテ、田畑多シ、凡赤米実悪ク、取納減少イタストイヘリ、然ル凶年及トモ、赤米真米コトクニ取納、宜ナルカナ納米不足、四壁竹木・山林切、其代ニイタス、土地海遠高山多シ、中ニ大河有、田舎ハ水左右ニ作ル、故ニ近年降水横流ス、真米不登、況赤米ヲヤ、領知政半美ニシテ半ハ悪、郡吏下吏廉直ナルヲ撰、直之輔之民安泰近カランカ

城下久留米

有馬中務ツマ太輔

此領大概格別ナル仕置見ヘス、然レトモ刑ヲ置コト吟味専一ナラス、奉行人迄達スルコトナクシテ下吏ノミニ任置ハ、事邪曲、理ノ正直ヲモ穿鑿ナク、役人私欲ニナリ行コト多シ

長崎奉行

川口源左衛門

此所唐船入津スレハ絹帛・綿糸・器材等多シ、故江戸・京・大坂其外諸国商賈人入来、利銭有無ヲ論スル計ニテ、義理ヲ害ス、然ルニ其所奉行人能々清廉ニアラサレハ貪心ニ到易、其行跡万事ニ渡、私心一ヒ萌セハ道理千般皆背法、此故ニ其衆民困窮スルコト多シ、当時奉行悔先人ノ非者勿憚改、其国ハ以利不為利、以義為利ノ心、誠ナル哉

自是三人中之惡政

城下府内

宗対馬守

冠婚葬祭者国大礼也、然ルヲ指セル方式アラス、動奢法ヲコユルモアリ、葬祭及跡略ニト云、是追遠慎終心ナキシルシナリ、思此島田畑不毛成トイヘトモ、朝鮮渡海便リアル、依異城諸品多シ、人々不乏財、故二家業怠文学ヲモ不好、義理ナキ者アラン、土地善ニ依苛政ナレトモ民安寧也

城下柳川

立花飛驒守

当領知、郡司ヲ始不能制、民ノ産ヲ爰ニミル、旅泊江ノ浦ニ夫婦幼子四人アリ、当春至夫婦餓斃、幼子父母尋涕泣、隣家卑賤、憐愍シテ稚児養、代官・村吏是ヲミレトモ非我ニハ也、歳ナリト云、凡旧年ヨリ当

春及餓孳四百人、亦使民不以時、故道橋普請等ニ食事青錢ヲヤラス、夙ヨリ城下ニ来、夕ニシテ歸、山野・森林淺、材木・薪弁用スルコトナシ、剩代物ヲ出サレハ、四壁竹木ヲタモ不能採、海泥池及陰雨海上濁コト久舗、採魚無得、故市ニ不得粥、若有賢主行仁政、代官・村吏愛其民、安寧ナランカ、土地大ニ悪ケレハ、領主求富ヲ心アラハ、民ノ困窮云ニタラス

### 宿城佐土原

### 島津式部少輔

里ハ樹木・竹葉暢茂シテ、山野統宜トス、然ルニ佐土原四壁竹木式間及フ者ヲハ、帳面ニ記シテ、毎月樹木代ト号シ取納、國中卑賤庭樹恨視、或毒藥ヲサシテ榮樹枯、或ハ雨雪風水ニ倒ルト云テ、大木少シ、故民村零落シテ採薪愁多シ、亦農民課役カクルニ米錢ヲヤラス、昼夜ヲワカタス、惟民ヲ使、不以時、以此推之、領主未若年ニシテ不知仁聞苦勞、若民ヲ潤沢センコトハ、則在家老与郡司者ナラン